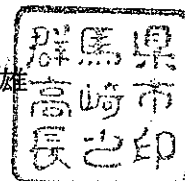


高崎市告示第378号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり廃止する旨、告示する。

平成19年12月5日

高崎市長 松浦幸雄



1 廃止理由

大規模な宅地造成に伴い、字の区域を廃止するため。

2 廃止内容

町	字	地番
棟高町	東新堀	730-2
	村北	1928-1
	北街道	1956-2

上記区域の字を廃止する。